

損益計算書

ある一定期間における経営成績をまとめた財務諸表のひとつです。具体的には、その期間の収益(売上)とその収益を得るのに要した費用(経費)を集計します。青色申告決算書の1枚目が損益計算書になります。

収益から費用を差し引いた分がプラスであれば、これがその期間の利益ということになります(当期純利益という)

収益には、売上・受取利息(例えば銀行の利息)・雑収入などがあります。

費用には売上原価(例えば製造業であれば材料ですが、弁護士の場合はほとんど考えることはありません)、また、損益計算書をみると、「経費」の項目には、(8)の租税公課から(24)の貸倒金、また、(25)から(30)には空欄があり、(31)には雑費の項目があります。(25)から(30)には、弁護士の業務に必要な経費科目を記入することができます。

例えば、事件費用、諸会費、リース料、図書研究費など

単純に考えると、収益から費用を差し引いたものが利益になるわけですから、

収益－費用＝純利益という式がなりたちます。

損益計算書

費用	収益
当期純利益	

貸借対照表

貸借対照表とは期末(決算日)時点の財政状況を表す財務諸表のひとつです。財務状況というのは、調達した資産(現金の増加、預金の増加、車の購入、パソコンの購入、建物の購入)と、そのための資金(銀行から借りた：負債、自分で元手を用意した：資本)のことで、調達した資産とそのための資金の合計額は必ず一致します。

そのことから「バランスシート」と呼ばれます。

青色申告決算書の4ページ目が貸借対照表になっています。

資産とは、現金、預金や、売掛金などの相手に対する債権、所持している建物や備品などの有形固定資産などがあたります

負債とは、第三者に対して支払う義務を負っているもので、買掛金・未払金・借入金などがあります。例えば、ローンで車両を購入した場合、12月の携帯電話料金の請求が1月にくる場合なども負債になります。

資本とは、簡単に言えば商売をはじめる際の「元手」（資本金など）にあたります。また、前年度に獲得した純利益も資本金になります。

貸借対照表

資産	負債
	資本
	当期純利益